

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文

【本則関係】

- 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）……………1
- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）……………3
- 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）……………2
- 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）……………4
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）……………5

○ 港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文
 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項及び第五十五条の三の四第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十八条の二第一項、第九項及び第十項</p> <p>四〓三十 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項（第四十三条の八第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十八条の二第一項、第九項及び第十項</p> <p>四〓三十 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 （略） 二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項及び第五十五条の三の四第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十八条の二第一項、第九項及び第十項 三～三十 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 （略） 二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項（第四十三条の八第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十八条の二第一項、第九項及び第十項 三～三十 （略） 2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（保護区域内の禁止漁業等） 第六条（略） 2 法第四百四十一条第四項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（これらの場合における行為が河川等の水面を占用して船舶をびよう泊させ、又は土砂を掘採するものである場合に限る。）において、水底線路の保護に支障がなく、かつ、やむを得ない事情があるときとする。</p> <p>一〇五（略） 六 国土交通大臣若しくは港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者が同条第七項に規定する港湾工事を施行する場合、国土交通大臣が同条第八項に規定する開発保全航路の開発若しくは保全に関する工事を施行する場合又は同法第三十七条第一項、第四十三条の八第二項、第五十五条の三の四第二項若しくは第五十六条第一項の規定による許可を受けた者（同法第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項、第五十五条の三の四第四項及び第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられたこれらの規定による協議をした者を含む。）若しくは同法第五十六条の四第一項の規定による命令を受けた者が当該許可等に基づく行為を行う場合 七〇十（略）</p>	<p>（保護区域内の禁止漁業等） 第六条（略） 2 法第四百四十一条第四項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（これらの場合における行為が河川等の水面を占用して船舶をびよう泊させ、又は土砂を掘採するものである場合に限る。）において、水底線路の保護に支障がなく、かつ、やむを得ない事情があるときとする。</p> <p>一〇五（略） 六 国土交通大臣若しくは港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者が同条第七項に規定する港湾工事を施行する場合、国土交通大臣が同条第八項に規定する開発保全航路の開発若しくは保全に関する工事を施行する場合又は同法第三十七条第一項、第四十三条の八第二項若しくは第五十六条第一項の規定による許可を受けた者（同法第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項及び第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられたこれらの規定による協議をした者を含む。）若しくは同法第五十六条の四第一項の規定による命令を受けた者が当該許可等に基づく行為を行う場合 七〇十（略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十三条 次の法令の規定については、地方独立行政法人（第十九号及び第二十四号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項及び第五十五条の三の四第四項において準用する場合を含む。）、第三十七条第四項並びに第三十八条の二第一項、第九項及び第十項</p> <p>五～二十四 （略）</p> <p>25 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十三条 次の法令の規定については、地方独立行政法人（第十九号及び第二十四号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第三十七条第四項並びに第三十八条の二第一項、第九項及び第十項</p> <p>五～二十四 （略）</p> <p>25 （略）</p>

○ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十二條 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七條第三項（同法第四十三條の八第四項及び第五十五條の三の四第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>三 十（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十二條 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七條第三項</p> <p>三 十（略）</p> <p>2（略）</p>